

令和4年第1回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                           |  |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招 集 年 月 日                         | 令和4年3月28日（月）                                                                                                                                                                                                              |  |
| 招 集 場 所                           | 尾三衛生組合会議室                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 開 会                               | 令和4年3月28日（月）午前10時                                                                                                                                                                                                         |  |
| 閉 会                               | 令和4年3月28日（月）午後0時10分                                                                                                                                                                                                       |  |
| 出 席 議 員                           | <div> 1 番 永 野 雅 則<br/> 3 番 川 嶋 恵 美<br/> 5 番 渡 邊 郁 夫<br/> 7 番 眞 子 伸 生<br/> 9 番 加 藤 達 雄<br/> 11番 比 嘉 浩 二 </div> <div> 2 番 大 川 博<br/> 4 番 舟 橋 よしえ<br/> 6 番 阿 部 憲 明<br/> 8 番 塚 本 直 樹<br/> 10番 加 藤 啓 二<br/> 12番 門 原 武 志 </div> |  |
| 欠 席 議 員                           | なし                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 管 理 者 井 俣 憲 治      副 管 理 者 近 藤 裕 貴<br>副 管 理 者 小 山 祐                                                                                                                                                                       |  |
|                                   | 事 務 局 長 磯 村 達 己      次長兼会計管理者 久 野 光 孝<br>次長兼業務課長 石 川 誠 司      総務調整監兼総務課長 加 藤 繁 男<br>施設調整監兼施設課長 村 瀬 高 光      新庁建設室長兼業務課主幹 水 野 寿 人<br>施 設 課 主 幹 小 林 克 人      総務課課長補佐 田 中 正 道                                                |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局書記長 久 野 光 孝      議会事務局書記 岸 利 克<br>議会事務局書記 増 田 啓 介                                                                                                                                                                    |  |
| 東郷町・日進市・みよし市で出席した者の職・氏名           | 東郷町環境課長 都 築 英<br>日進市環境課長 近 藤 伸 治<br>みよし市環境課長 成 田 明 弘                                                                                                                                                                      |  |
| 会議録署名議員                           | 8 番 塚 本 直 樹<br>10 番 加 藤 啓 二                                                                                                                                                                                               |  |



令和4年第1回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和4年3月28日（月）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第4 一般質問

日程第5 議案第1号 尾三衛生組合個人情報保護条例の一部改正について

日程第6 議案第2号 尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第4号 令和4年度尾三衛生組合一般会計予算

日程第9 議案第5号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について



令和4年 第1回 尾三衛生組合議会 定例会  
議事の経過

(開会 午前10時)

岸書記

ご起立をお願いいたします。  
一同、礼。  
ご着席ください。

加藤議長

皆様、改めましておはようございます。  
令和4年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様には、公私ともご多忙のところ、ご参集賜りましてありがとうございます。  
本定例会に提案されておりますのは、議案第1号から議案第5号の案件5件であります。  
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げます。  
管理者挨拶、井俣管理者。

井俣管理者

皆様、おはようございます。  
令和4年第1回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。  
本日定例会に上程させていただきます議案は、尾三衛生組合個人情報保護条例の一部改正についてをはじめ5案件、5議案でございます。  
慎重審議を賜りましてご賛同いただきますようお願い申し上げます。  
よろしくお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。  
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。  
これより本日の日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、8番塚本直樹議員、10番加藤啓二議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

報告事項が2点あります。

1点目、監査委員より、例月出納検査につきまして、令和3年11月分から令和4年2月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

2点目、令和4年1月21日に議員派遣を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止といたしました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会についてご報告申し上げます。

報告は、3月25日午後1時30分より開催した、本会議における議会運営の協議結果につきましてご報告を申し上げます。

一般質問につきまして、4名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。

質問時間は同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものとししました。

付議された議案につきましては、「尾三衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」、「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、「令和4年度尾三衛生組合一般会計予算」、「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の5議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととししました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱

いについては、同一議員につき、同一の議案について質疑回数は2回、質疑時間は1議案につき15分以内。

以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

通告により発言を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原武志。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は1点について質問いたします。

昨年末、この組合の敷地内の井戸から基準値を超える水銀が検出されたということでもあります。それへの対応、また住民への説明、大変ご苦勞されたと思えますけれども、誠実に職務を果たしていただいた組合職員の皆さんには敬意と感謝を申し上げるところであります。

ところで、それまで井戸水を生活水に使っていたというのを、安全性への配慮から井戸水を生活水に使うのはやめて、上水、つまり水道企業団からお金を払って水を買うということに切り替えた、そのための工事をしたという説明でありました。

ところで、井戸水は現在水質検査で水銀が基準値を超えるものが確認されるということでもありますけれども、今後の推移によって、つまり、今後水銀が検出されなくなるということがあるかもしれません。そうしたことによって、再びこの井戸水を生活水として使うことは考えられるでしょうか。確認いたします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

井戸水につきましては、当初より浴用水などの生活用水としても使用してまいりました。今回の自主測定により水銀濃度が環境基準値を超過したことにより、今後においても同様の結果が出る可能性も考えられます。

職員や従業員及び来庁される住民の皆様の健康を守るため、井戸水を再び生活用水として使用することは考えておりません。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

わかりました。職員や来庁者の皆さんへの健康被害をもたらさないということで、そのような結論に達したと理解しました。

次にまいります。

切替工事は仮設的なものだと伺いましたけれども、恒久的なものに工事を行うことについて、現時点での考えを確認したいと思います。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

今回実施しました切替工事は一時的な仮設的なものであり、直ちに本工事を行わなければならないものではありません。

しかしながら、現状としましては、一部配管が地上に露出している箇所もあるため、今後も継続的に使用していくためには工事が必要と考えております。

なお、今後の実施時期につきましては、予算計上から計画的に進めていきたいと考えております。

門原議員

終わります。

加藤議長

これにて、12番門原武志議員の一般質問は終わります。

次に、4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

これより一般質問を行います。

今回は、4つの項目についてお聞きします。

最初の質問項目は、尾三衛生組合における地球温暖化対策の計画についてです。

まず、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画を尾三衛生組合では策定されているでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

事務局長、磯村。

本組合の地球温暖化対策実行計画は、平成13年度に策定済みでございます。

今月、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、尾三衛生組合地球温暖化対策実行計画（第2期）（事務事業編）を改訂し、現在、組合ホームページにて公表しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今月中旬の時点では、同実行計画をホームページで見つけることができません



でした。組合ホームページに公表されたのはいつのことでしょうか。

また、平成13年度に策定された第1期から20年以上改訂されないままだったということになりますが、その間、京都議定書、パリ協定など、温室効果ガス排出抑制が叫ばれてきたにもかかわらず、これまで改訂されないままだったのはなぜでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

地球温暖化対策実行計画の組合ホームページの公表につきましては、3月22日でございます。

実行計画は、平成13年度に5年間の計画期間で計画を策定いたしました。当初は策定が努力義務ということもあり、改訂を行っていませんでした。

その後、平成28年の法律改正時におきまして改訂を検討しましたが、当時は、二酸化炭素削減のための延命化工事期間中であったこともあり数値を含めた削減効果が不確定であり、削減効果が確定された今年度第2期の地球温暖化対策実行計画を策定いたしております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ホームページの公表はされましたが、トップページの新着情報に上げられておらず、検索をかけて何とかたどり着けるという公表では、非常にわかりにくいです。重要な計画ですので、少なくとももう少し目立つよう、ホームページの工夫をお願いしたいと思います。

では、改めてお聞きしますが、第2期の地球温暖化対策実行計画で示されている当組合の温室効果ガス削減目標はどのようでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

令和12年度の目標排出量は、2013年度比22.6%減の1万3,584t-CO2でございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

2030年度22.6%削減という目標値については、この後の別の観点からお聞きをした後にさらにお聞きしたいと思います。

では、質問通告書の策定時点ではこの第2期計画を見ることはできませんでしたので、それに代わるものとして、愛知県地球温暖化対策推進条例に基づき県に

提出をしております地球温暖化対策計画書について通告をいたしました。

この内容及び過去5年間の削減状況についてどのように実施報告しておられるか、お答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

地球温暖化対策計画書につきましては、計画期間が3年間であり、一定量のごみを処理するために使用するエネルギーの量を示す原単位と言われるもので、目標年度から、その後3年間の平均値が目標年度より2.0%の削減としております。

温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施内容といたしましては、組合内にて年に数回省エネルギー等推進委員会を実施し、照明のLED化をし、故障や老朽化に伴う設備や機器につきましては、交換時に省エネ効率の高い機器へ変更するなど、施設の運用改善を行っております。

また、5年間の調整後の排出実績につきましては、平成28年度は1万9,852t-CO<sub>2</sub>、平成29年度は2万5,590t-CO<sub>2</sub>、平成30年度は2万7,559t-CO<sub>2</sub>、令和元年度は2万5,587t-CO<sub>2</sub>、最後に令和2年度におきましては2万5,613t-CO<sub>2</sub>となっております。

なお、平成29年度からは硬質プラスチックが不燃ごみから可燃ごみに分別が変更されたため、排出量については増加しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今月改訂され、22日にホームページに公表されたといわれます当組合第2期地球温暖化対策実行計画の6ページに出ております年度別温室効果ガス排出量と比較しますと、各年度とも30から40t-CO<sub>2</sub>程度少ない値となっております。これはどうして違っているのでしょうか。

また、平成29年度に大きく増えた二酸化炭素排出量は、平成30年度さらに増え、その後は減少したものの、平成29年度とほぼ同量という状況です。今年度までの3年間で2.0%削減という目標の達成見通しはどのようでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

少し詳細な説明になりますが、国が定めます地球温暖化対策実行計画ではCO<sub>2</sub>の実排出量で比較することになっておりますが、愛知県の条例に基づく地球温暖化対策計画書では、調整後の排出量で報告することになっております。そのため、実排出量と比較すると少なくなっております。

一方、地球温暖化対策計画書削減目標の算出方法につきましては、先ほどご説明いたしましたＣＯ２排出量を年度人口で除したものが排出原単位となります。

現計画の基準年度は平成３０年度で、令和元年度から令和３年度までの３年間の平均値との比較になりますので、令和３年度の結果は出ておりませんが、基準年度の排出量がここ数年で一番多かったことから、目標は達成できる見込みでございます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

排出量の数値の違い、それから３年間の目標は達成見込みであることはわかりました。

改めて第２期地球温暖化対策実行計画策定を踏まえ、今後の県に提出される地球温暖化対策計画書がどのようなものか、注目をしたいと思います。

ごみ焼却施設における二酸化炭素削減を図る最も効果的な施策は、使用電力を大幅に削減することができる大規模な設備改良工事を行うか、施設内にバイオマス等の発電施設を持つことではないかと私は考えます。実際、当組合で２０１５年度からの５年間にわたる基幹的設備改良工事により二酸化炭素排出量は１５．４％削減できたと承知しております。

大規模な改良工事を終えた当組合においては、普段からどのように温室効果ガス削減に取り組んでおられるのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

繰り返しになりますが、先ほど申し上げさせていただいたとおり、本組合では継続的な省エネ活動の推進といたしまして、年に数回、組合内で省エネルギー等推進委員会を実施し、照明のＬＥＤ化をし、故障や老朽化に伴う設備や機器は交換時に省エネ効率の高い機器へ変更するなど、施設の運用改善に取り組んでいるところでございます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

第２期の地球温暖化対策実行計画での２０３０年度の目標排出量は、２０１３年度比２２．６％削減ということをお答えいただきました。

詳しく見ますと、エネルギー起源のＣＯ２の二酸化炭素削減目標は、国の５１％削減に対して、当組合は３０％減、非エネルギー起源ＣＯ２の排出目標は、国の１４％減に対して、当組合は２０％減となっています。

これからの９年間でどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

温室効果ガスの排出量につきましては、ガソリンや灯油及び電気の使用に伴い発生する、エネルギー起源CO<sub>2</sub>とプラスチックなどを焼却した際に排出される非エネルギー起源CO<sub>2</sub>を合わせたものになります。

エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減につきましては、令和2年度実績で、基準年度（2013年度）と比較すると27.5%の削減ができており、今後、照明器具のLED化や省エネ機器の導入により30%の削減目標としております。

一方、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減につきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行によりまして、プラスチックごみの資源化が促進することが期待されるため20%の削減目標とし、総排出量の削減目標を22.6%に設定し、達成は可能と考えております。

そのような理由で、目標を達成するためには管内市町のプラスチックの分別収集が必要不可欠になります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

特にエネルギー起源CO<sub>2</sub>については現実的な目標値とし、国が51%減けれども当組合は30%減というのは現実的な目標値とし、非エネルギーCO<sub>2</sub>については大変意欲的な目標値であると感じました。

実行計画には、進捗状況をホームページで公表すると書かれています。これは毎年度の温室効果ガスの削減量を公表するというのでしょうか。確認のためお聞きします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

実行計画に記載されていますように、温室効果ガスの削減量につきましては、来年度から毎年ホームページ上で公表していきます。

また、掲載の仕方などは、住民目線で、より見やすいよう工夫していきたいと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

よろしくお願いします。

次の質問項目に移ります。

次は、第2期ごみ処理基本計画の総括と次期計画策定についてお聞きします。

初めに、平成29年度から今年度までの第2期ごみ処理基本計画をどのように総括されているのか、お答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

第2期ごみ処理基本計画につきましては、適正な中間処理と最終処分の推進を基本方針としております。

中間処理につきましては、平成29年度から硬質プラスチックを不燃ごみから可燃ごみへ変更し、平成30年度には不燃ごみ袋を廃止し、金属と陶磁器・ガラス袋に収集形態の変更を行い、不燃残渣の削減に努めています。

また、木質廃材をボイラー用のサーマル燃料からバイオマス発電用のサーマル燃料に変更したことで、よりカーボンニュートラルに対応した資源化に取り組んでおります。

さらに、平成27年度から令和元年度までの延命化工事を完了したことにより、組合からの二酸化炭素排出量を15.4%削減することができております。

最終処分につきましては、最終処分量を平成24年度に対し令和2年度で約14%削減、令和8年度で約30%の削減としております。

これらの目標につきましては、焼却灰を埋立処分から資源化にすることで実現し、令和2年度実績で約50%削減することにつながっております。

この大幅な削減は、先ほど申しました不燃残渣の施策、令和2年度より豊田加茂環境整備公社から年間1,541tの搬入制限を受けたことで、2,500t以上の焼却残渣をほかの搬出先へ振り替える必要があり、愛知臨海環境整備センターに変更分全てを搬入することができなかったため、市町の了解を得まして、三重県の搬出先に処理を委託しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、総括を踏まえ、来年度の次期計画策定に向けて考慮しなければならないことはどのようなことであると考えておられるのか、お聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

ごみの減量や資源化についてはもちろんのこと、来月より施行されますプラスチック資源循環促進法に伴う分別収集が今後大変重要になると考えております。

本組合の今年度のごみ組成調査結果では、可燃ごみの中にはまだ約18%のプラスチックが混入されており、管内市町と協力しながらより一層の分別を進めていくことにより、ごみの減量や二酸化炭素の削減につなげていきたいと考えてお

ります。

また、尾張東部衛生組合の3市と尾三衛生組合の3市町が協議した広域化につきましては、引き続き、早期実現のため協議を継続することですので、本組合はオブザーバーとして、今後も継続し、その行方を注視していきたいと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

プラスチック資源循環促進法に伴う分別収集については、来年度以降、尾三衛生組合構成3市町がどのように取り組むのか。私たち議員それぞれの自分の市町については承知をしておりますが、組合を構成する3市町それぞれがどのような状況か組合はつかんでおられると思いますので、お答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

プラスチックの分別収集につきましては重要事項と捉え、半年ほど前から管内の清掃担当者会議の議題として取り上げ、市町間で情報共有をしております。

管内市町からは、3市町とも今のところ実施時期については未定ですが、国の動向を注視しながら、収集運搬事業者、中間処理業者及び関係者から情報収集を行い、実現に向け検討していると聞いております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

3市町とも足並みをそろえるように検討段階ということですが、当組合地球温暖化対策実行計画の非エネルギーCO<sub>2</sub>の削減目標が意欲的な数値だけに、可燃ごみに含まれる2割弱のプラスチック分別には早急な施策を講じることが必要ではないかと考えます。組合の施策というよりも、各市町の施策ということになるのかと思いますが、注視していきたいと思います。

そしてもう1点、尾張東部衛生組合と尾三衛生組合の合わせて6市町が協議した広域化については、引き続き早期実現のため協議を継続するとお答えになりました。

広域化については、1年前に尾張東部・尾三地域広域化ブロック協議会から示された広域化計画で、令和4年（2032年）から集約した新施設の供用開始ということになったと認識をしておりましたが、愛知県が昨年11月にまとめられた愛知県ごみ処理広域化・集約化計画では、2031年から2050年度の処理体制の方向性として、尾張東部・尾三ブロックは現2施設から1施設への集約と書かれています。協議会が出した結論を県が受け入れてくれないと私は認

識を新たにいたしました。

この問題は、組合議会というよりも、各市町の議会で取り上げるべき事案と考え、これ以上ここでは質問いたしません。二酸化炭素削減の排出抑制のためには発電施設を伴うごみ処理施設が必要不可欠となっていくことも十分に考えられるため、私自身も調査研究を重ね、一層の注視をしていかねばならないと考えています。

それでは、3項目めの質問である事業系ごみの排出抑制の指導強化についてお聞きします。

構成市町と協力し、厨芥類についてはバイオマス発電施設への資源化を推進したと報告書で読みました。その詳しい内容はどのようなのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

管内の大型商業施設から開業前に、直接組合に施設で発生した生ごみを含む事業系一般廃棄物を搬入したいとの申出がございました。

本組合といたしましては、近隣の大型商業施設も独自で生ごみの資源化に取り組んでいただいていることから、その情報を伝え、大型商業施設の所在地の環境課と協力し、一般廃棄物の一部を資源化の方向に推進していただきました。

現在、その大型商業施設は大府市内のバイオマス発電施設にて資源化に取り組んでいます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

大府市内のバイオマス発電施設につきましては、今年度議員研修で伺う予定でしたが、新型コロナの影響で研修がかなわず、残念に思っております。けれども、議員からの事前質問に対しては回答を頂き、実際の研修はかなわなかったものの、ある程度のイメージは持つことができました。

管内の事業所で発生した生ごみを、当組合への搬入ではなく、今ご紹介いただいたように資源化に回している事業所がどれだけあるのかについて、組合としてどこまでつかんでおられるのでしょうか。また、事業所に対して生ごみの資源化を促進するというような事業系ごみの排出抑制の取組を、これは市町の環境課と協力することが必要とは思いますが、どのようにされているのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

スーパーマーケットなどの商業施設から発生しました生ごみの資源化につきましては、把握している範囲でお答えをさせていただきます。

管内市町の環境課より、大府市のバイオガス事業所に9社、名古屋市の飼料化事業所に3社、刈谷市の堆肥化事業所に1社、資源として搬入されていると報告を受けております。

大型商業施設が建設される際には、地域への影響があることから、事業計画の段階から市町の各分野の担当課と事前調整をし、環境課では、大量に排出される廃棄物の資源化につきまして、常に排出業者と協議をしていると聞いております。

また、事業系一般廃棄物の収集運搬許可事業者に対しても、市町で許可を出す際に、排出業者に対してできる限り資源化にご協力いただくように案内していただきたいと、市町の環境課を通して協力をお願いしているところでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、続いて最後の質問項目です。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく尾三衛生組合特定事業主行動計画で掲げられた4つの目標についてどのように取り組んでおられるのか。その進捗状況についてお答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

本計画には、女性職員の採用、年次有給休暇の取得、子どもの出生時における父親の休暇取得の推進、ハラスメント等への対策の、4つの目標がございます。

各目標につきまして、今年度の達成状況をそれぞれ説明させていただきます。

まず、1つ目の目標、女性職員の採用につきまして、数値目標として、採用試験において受験者における女性の割合を25%以上とするをいたしております。

達成状況といたしましては、新規採用を見送ったことから試験自体を実施しておりませんので、目標に対し該当外と考えますが、達成・未達成のみの分類では、未達成になります。

次に、2つ目の目標の年次有給休暇の取得についてでございますが、数値目標として、年次有給休暇の目標平均取得日数が12日を下回らないようにしております。

2月末までの状況といたしまして、職員の平均取得日数が11.14日となっており、目標達成できるかどうかは、本日現在未定でございます。

次に、3つ目の目標の子どもの出生時における父親の休暇取得の推進についてでございますが、数値目標としまして、妻が出産する場合の特別休暇におきまして休暇取得率を100%とするをいたしております。

達成状況といたしましては、該当する職員がいませんので、目標に対し該当外と考えますが、達成・未達成のみの分類では、未達成となります。



最後に、4つ目の目標のハラスメント等への対策についてでございますが、数値目標ではありませんが、ハラスメント等を防止するための規程を制定するといたしております。

達成状況といたしましては、職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を制定しまして、職員への周知も実施しておりますので、既に目標は達成しております。

その結果、4つの目標につきまして、達成が1つ、未定が1つ、未達成ではありますが該当外とも考えられるものが2つでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

尾三衛生組合は女性が少ない職場ですので、特にハラスメント等の対策は重要であると私は考えます。

ハラスメントの防止に関する要綱を制定したということですが、公表はされているのでしょうか。また、要綱を制定することが目標であることから目標達成と言われましたが、肝心なことはハラスメントを起こさないことであり、当事者にその意識がなくとも、ハラスメント対象の言動があった場合の相談窓口の設置、相談を受けた場合の対応が何よりも重要と考えます。この点についてはどのようなになっているのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

職場におけるハラスメントの防止に関する要綱の公表につきましては、本組合では、要綱につきましては行政の内部規範という位置づけから、今回の案件だけでなく、全ての要綱につきましてはホームページにて公表しておらず、組合敷地内の掲示板にて公表しております。

また、要綱の制定とともに、ハラスメントのない快適な職場づくりに向けてと題した職員向けのマニュアルを作成し、ハラスメント対象の言動等があった場合、職場内で速やかに対応できるよう、体制を構築しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

女性職員の採用を進める上でも、ホームページで公表していくことは必要なことであると私は考えます。

今回、一般質問をするに当たり、広域化の問題もあったことから、私は、尾張東部衛生組合晴丘センターのホームページを何度も見ました。ここのホームページには、トップページにデータ集が出ていますので、大変わかりやすく、欲しい

情報がすぐに手に入ります。

最初の質問でも申し上げたように、改訂したばかりの地球温暖化対策実行計画はトップページからワンクリックで見られるようにしていただきたいと思います。そして、そこに毎年度の進捗状況も載せていただきたいと思います。

私が尾張東部衛生組合のホームページをチェックしたように、瀬戸・尾張旭・長久手市の議員が尾三衛生組合のホームページをチェックすることが多くなってくると思います。ホームページに公表する際には、利用者の立場に立って、知りたい情報が得られやすいホームページをよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

加藤議長

これにて、4番舟橋よしえ議員の一般質問を終わります。

次に、3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番川嶋恵美。

通告に従い、一般質問させていただきます。

日常生活や産業活動から排出されるごみは多種多様であり、これらを安全に衛生的に処理することが求められております。

2019年環境省発表によりますと、国民1人1日当たり920g程度の一般廃棄物が排出されているとのことですが、第37号美化だよりによりますと、尾三衛生組合では令和元年度713g、令和2年度で707gと、全国平均より少なくなっています。あくまでも尾三衛生組合に搬入されたごみの量で、市町が独自に処理しているごみや集団回収されたごみの量などは含まれておりませんので、一概にこの地域でのごみの量が少ないとは言いきれませんが、ごみ減量への周知啓発に努めておられる結果と、一定の評価をいたします。

それで、循環型社会形成推進地域計画改善計画書によりますと、平成25年度から令和元年度におきまして目標達成状況では、排出量、事業系総排出量、生活系ごみ総排出量において目標が達成できなかったと報告されています。要因の分析もされていますが、確認のため、要因の分析をお願いいたします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

事務局長、磯村。

家庭系ごみ総排出量につきましては、令和2年度の目標値3万6,089tに対して、実績値は3万6,369tであり、280tの増加でございました。未達成の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、家庭生活から排出される生ごみ及び粗大ごみの搬入量が増加したと考えております。

特に、外出自粛や在宅勤務の影響により組合へ直接搬入される利用者が増加し、令和元年度の搬入件数3万9,482件に対し、令和2年度実績は4万5,796件であり、6,314件の増加になりました。

一方、事業系ごみ総排出量は、令和2年度の目標値1万3,186tに対して実績値は1万3,788tであり、602tの増加でした。未達成の要因につきましては、まず事業所の増加によるものでございます。計画では令和2年度の事業所数を897事業所と見込んでおりましたが、実績では1,097事業所と、大幅に増加しました。

次の要因としましては、管内で大型商業施設が開業したことも影響し、その施設から搬入された事業系ごみは約440tでございました。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

コロナ禍による生活様式の変化と大型商業施設の開業による影響が大きかったことがわかりました。

それでは、目標達成年度であります令和8年までの目標達成に向けた方策も確認させてください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

ごみ量の削減につきましては、家庭系ごみにおいては、組合ホームページや広報紙でリフューズ・リユースの推進に取り組み、ごみ減量、資源化の周知啓発を継続して行ってまいります。

特に生ごみにつきましては、家庭系・事業系を問わず大量に排出され、水分を多く含み、焼却にも大きく影響することから、管内市町と協力して排出者に削減するメリットを継続的に呼びかけていきたいと考えております。

また、事業系ごみにおきましては、事業者に対し、搬入ごみの検査を継続的に行い、ごみの減量化・資源化に向けた指導を強化してまいります。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

生ごみの水分を減らすことがCO2削減にも大きく影響することがわかりました。各市町においてさらなる周知徹底が必要と考えます。

生ごみについて、今までも各市町に削減を呼びかけてこられたと思いますが、効果といいますか、何か変化は見られるのでしょうか。令和3年度としての分析はどのようでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

令和３年度につきましては、２月までの実績となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もある中、飲食店等の事業活動が回復してきたことから、家庭系ごみが昨年度に比べ８９２ｔ程度減少しております。

一方、事業系ごみは昨年度に比べ５０７ｔ程度増加しており、家庭系ごみと事業系ごみの全体では３８４ｔ程度減少しております。

加藤議長

３番川嶋恵美議員。

川嶋議員

家庭系ごみ、事業系ごみにおいて、今までも減量に周知徹底をされてきたと思いますが、各市町に対して私たち組合議員からも呼びかけるなど、今以上に減量につながるような具体的な工夫が必要だと思いました。

次の質問に移ります。

エコサイクルプラザ展示販売方法についてお伺いします。

ごみ減量の一環として、家庭からごみとして排出された家具、自転車等を清掃・修復し、リユース家具・自転車として展示販売しているエコサイクルプラザがありますが、入札販売としている理由は何でしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

議員がおっしゃられるとおり、エコサイクルプラザでは、家具、自転車等を清掃・補修し、再生修理家具として展示販売をしております。

エコサイクルプラザの目的は、利用者の皆様に対し、物を大切に長く使う意識啓発や、ごみの減量や再利用・リサイクルに対する理解を深めることを推進する施設でございます。

そのようなことから、月２回、多くの利用者の皆様が公平公正に参加できるよう、入札方式で執行しております。

加藤議長

３番川嶋恵美議員。

川嶋議員

ホームページなどで見ますと、販売実績は、６５％から７０％ほどの入札率になっておりますが、民間のリサイクル業者のように展示即売にしたほうが、管理者側も求めている側も手間が省け、展示スペースも有効に活用できるのではないのでしょうか。

展示即売についてのお考えをお願いいたします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

全ての展示品の即売につきましては、現在行っておりません。

主な理由としましては、職員が相対的に適正な価格を設定できる方法がないこと。常時利用者のニーズに合う再生品があるとは限らないこと。また、特定の利用者のみに再生品が行き渡る可能性もあり、公平公正とは言えないこと。さらに、再生品を一定の期間展示することでリサイクルに興味を持っていただくせっかくの機会が失われ、エコサイクルプラザの目的と乖離することなどが予測されます。

なお、衣類や食器など品数も多く安価なものに対しましては、一部展示販売しておりますが、議員のご意見等を踏まえ、今後同様な施設の運営方法など、調査、研究を行ってまいりたいと考えております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

例えば西尾市のエコサイクルプラザのホームページを見ますと、ホームページ上で展示商品が見られますので、気になる商品がある場合に足を運ばばよいことになります。また、家具は一律500円から、自転車は一律1,900円から、小物は一律300円からとなっており、入札結果を見ましても、当組合と比べますと入札件数も多いように思いますし、かなりのよい金額で落札をされております。ホームページで商品が見られることは、広く公平に多くの方に周知できると思いますし、入札に参加される方も増えると思います。

当組合でも、販売できるように修理や清掃をする手間など人件費を含め費用をかけているわけですから、家具も自転車も小物も100円からというのではなく、ある程度の価格設定にしてもよいのではないのでしょうか。

そして、自力で持って帰れるものしか購入できないので、欲しいものでも入札できないこととなります。また、公平公正にということであれば、有料で運んでもらえるような仕組みを検討していただけると、おひとり暮らしの高齢者の方でも入札に参加できるのではないのでしょうか。

今後、同様施設の調査研究を行っていただけるとのことですので、有効な手だてを検討していただき、当組合の市町から少しでもごみの削減になるようお願い申し上げます。質問を終わりにします。

以上です。

加藤議長

これにて、3番川嶋恵美議員の一般質問を終わります。

次に、6番阿部憲明議員。

阿部議員

6番阿部憲明。

議長にお許しをいただきましたので、さきに通告しました大項目2点につきまして質問させていただきたいと思います。

なお、先ほど3名の議員の方が質問されたところと重複するところがあるかと思いますが、大切な質問となるかと思うので、よろしくお願いいたします。

大項目1、尾三衛生組合のゼロカーボンの取組についてお伺いします。

政府は、2020年10月、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルを50年までに実現すると宣言しました。また、中間期となる30年度の温室効果ガス削減目標をそれまでの26%から46%に大幅に引き上げたものです。

そのような中、各地の自治体では50年までの脱炭素化を目指すゼロカーボンシティの表明が相次ぎ、当該地域の人口は日本の総人口の9割を超えたとされています。国際的な流れや社会的な責任においても、ゼロカーボンの取組は必須となっています。地球温暖化による気候変動が騒がれる中、構成3市町と本組合が本腰を入れて取り組まなければならないことを痛感しております。

このような状況下の中、本組合においては、第2期ごみ処理基本計画の中間見直しや、さらに温室効果ガスの排出量削減計画が重要であると考えていますので、この件についてまず確認したいと思います。

質問します。

小項目1、本組合の長期ビジョンとなる第2期ごみ処理基本計画の中間見直しの進捗状況はどのようなか。また、温室効果ガスの排出量削減の計画とその内容はどのようなか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

事務局長、磯村。

第2期ごみ処理基本計画の中間見直しにつきましては、今年度に組合市町が基本計画の中間見直しを行うため、本組合では、その見直し結果を踏まえて来年度に策定をいたします。

温室効果ガスの排出量削減計画という、そのままの題目の計画はございませんが、それに代わるものとして、地球温暖化対策実行計画（第2期）（事務事業編）を今月に改訂しまして、温室効果ガス削減目標を設定しております。

継続的な省エネ活動の推進としましては、先ほども舟橋議員の質問にお答えさせていただきましたが、本組合では、年に数回、省エネルギー等推進委員会を実施し、照明のLED化をし、故障や老朽化に伴う設備や機器は交換時に省エネ効率の高い機器へ変更するなど、施設の運用改善に取り組んでいるところでございます。

なお、本組合では、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を既に終え、使用電力

の大幅な削減を達成していることから、現状といたしまして、これ以上の大幅な削減は難しい状況であると考えております。

加藤議長

6 番阿部憲明議員。

阿部議員

今ご答弁いただきましたけれども、地球温暖化対策実行計画を策定されたという事ですので、大いに期待をするところです。

質問します。

小項目 2、国は地球温暖化対策計画で温室効果ガスの排出量を、2030年度までの目標を46%減に設定し取り組んでおりますが、本組合の目標はどのようなか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

改訂しました地球温暖化対策実行計画では、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事により既に使用電力の大幅な削減を実現していることから、国の目標である46%の削減には及びません。

しかしながら、基準年度であります2013年度と比較し、可燃ごみの中にあるプラスチックごみを分別することでごみ焼却量を大幅に削減することができることから、2030年度の温室効果ガスを22.6%削減する目標を設定しております。

加藤議長

6 番阿部憲明議員。

阿部議員

今のご答弁の中で、22.6%という目標設定との答弁がありました。これについては、あまりにも削減の設定目標が低いことに驚いています。

再質問します。

本組合の2030年度温室効果ガス排出削減目標を22.6%削減に目標設定したとのことですが、国の46%削減目標から見るとかなりの乖離があり、目標に整合性がないように感じます。

再度お伺いします。22.6%を削減目標にした理由はどのようなか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

46%削減という目標は国が設定した全国一律のもので、各焼却施設の実情を考慮したものではございません。

例えば、最新の施設は既に十分な対策が講じられているため、目標に合わせた削減はできませんし、逆に、稼働後30年を経過したような老朽化した施設におきましては、大規模改修を行わなければ目標達成は不可能でございます。

こうした状況を踏まえ、国も施設の実情に即した目標を設定することをやむを得ないとされ、国が設定しました46%の削減ではなく、本組合では22.6%の削減と設定しております。

加藤議長

6番阿部憲明議員。

阿部議員

今のご答弁で、国の見解で事業内容の違いや、あるいは施設の実情に即した目標を設定することを許容していることから、やむを得ないことは理解できました。

しかし、これに甘んじることなく、この30年までの8年間でゼロカーボンに向けての重要期間と位置づけ、しっかり取り組んでいただくことを要望しておきます。

質問します。

小項目3、本組合内からの過去3年間の温室効果ガスの排出量はどのようになっているのか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

過去3年間の調整後の排出量につきましては、平成30年度は2万7,559t-CO<sub>2</sub>、令和元年度は2万5,587t-CO<sub>2</sub>、令和2年度は2万5,613t-CO<sub>2</sub>でございます。

加藤議長

6番阿部憲明議員。

阿部議員

私は、本組合の温室効果ガス排出量削減で大きな成果を期待できる取組は、焼却ごみの削減と生ごみのバイオ化による発電だと思っています。温室効果ガス排出の要因として、焼却施設からは大半が電気燃料等のエネルギー起源CO<sub>2</sub>と一般廃棄物中の廃プラ等の焼却で排出する非エネルギー起源CO<sub>2</sub>の2要素とされています。

このことから、分別やリサイクルによっていかに焼却ごみを減らすことができるかが究極の取組になることです。

今日の朝刊新聞にもバイオガス発電の内容が掲載されています。この中日新聞の3面であります。タイトルは「ごみ減量と脱炭素の一石二鳥」を紹介しています。要するに、構成3市町と本組合が地球温暖化防止に真剣に向き合おうとしているかということだと思います。



そのようなことから言えることは、構成市町の向き合い方と本組合への焼却ごみ量をいかに減らすこと、これが大きな課題になるかと思います。

私たちは、勘違いをしてならないこととして、温室効果ガス排出削減に取り組むと費用がかさみ、大きな財政負担になると考えている人がいるようです。それは全く間違った考えで、企業の環境保全活動でも同じことですが、環境問題に真正面から取り組む事業体や企業こそが利益を生むことにつながり、社会的に有益な存在として認められることになるものです。まさに地元企業として手本と言えるトヨタ自動車の存在がこれに値するものと私は考えております。

したがって、30年までのこの期間は、ごみ焼却を最小限に抑え、ごみ処理が効果的に処理できるような仕組みづくりに挑戦することをお願いするところであります。

次に、大項目2、水銀濃度基準オーバーに伴う今後の対応についてお伺いします。

本組合東郷美化センター内の焼却施設2号炉から基準値を超えた水銀が検出されました。さらに、センター内の井戸からは環境基準を超えた総水銀が検出されたとのことです。幸いにも、職員の対応の早さと適切な処置によって大事に至らなかったことは評価したいと思います。しかし、今後、このような事例は再発の可能性も考えられることから、再発防止のためにも確認させていただきたいと思っております。

質問します。

小項目1、今回の尾三衛生組合からの水銀排出が考えられる要因と排出した水銀の除去の手だてはどのようなか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

焼却施設の排ガスの要因につきましては、可燃ごみの中に水銀入り体温計・血圧計・温度計、蛍光灯、ボタン電池などの水銀使用製品が混入していた可能性が高いと考えております。

また、排ガスの水銀除去の手だてとしましては、今月より、排ガス処理の過程で水銀を吸着させる活性炭の吹き込みを行い、ごみの中にこれらの水銀使用製品が混入しても基準値を超えないように、水銀除去の試験を実施しております。

井戸の地下水の要因につきましては、県の調査でも要因の特定には至りませんでしたが、周辺地域には亜炭層が存在し、その地層の周辺には水銀が含まれやすいことから、人為的原因によるものではなく、地層・地質に由来する自然的原因が可能性として高いと考えております。

加藤議長

6番阿部憲明議員。

阿部議員

井戸水からの発生要因については、今ご説明いただいたように自然界に堆積している亜炭層の周辺に存在している水銀の可能性が高いということで、本組合の責任を問われることはないことがわかりました。しかし、焼却炉から排出したものは本組合内へ搬入した焼却ごみの中に混入したものが要因として考えられることですので、市民がごみ出しの際の人的ミスが高いということですので、再発防止が求められます。

国内のこうした事例では、昭和30年から40年代にさかのぼると、水銀を起因とする水俣病が発生しました。これは、有機水銀に属するメチル水銀が工場の廃水から流れ、有明海の魚介物を通して人体に影響を及ぼしたものであります。水銀は非常に微量でも人体の健康を害すると言われていきますので、適切な対応が求められます。

質問します。

小項目2、排出した水銀の河川への流出はないとのことですが、周辺の地下水に問題はないのか。同様に、排ガス中の水銀は大気中へ拡散するおそれはないのか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

本組合の地下水は、使用後排水処理施設で処理され、施設内で再利用されるため、外部への排水は行っておりません。県が、本組合から1km圏内にあります井戸の地下水を調査しましたが、いずれも水銀は検出されておりました。

排ガス中の水銀が大気中へ拡散することについては、地下水の使用による排ガスへの影響は軽微ですので健康上の影響はないと考えていますが、今月より試験で開始しております活性炭を排ガスに吹き込む方法で水銀の排出を抑制することが可能であり、特段問題はないと考えております。

加藤議長

6番阿部憲明議員。

阿部議員

再質問します。

この水銀の排出を抑制する活性炭を排ガスに吹き込む手法は、今後一定期間行うのか、それともある意味恒久的に行うのか、どちらですか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

活性炭を排ガスに吹き込む手法は、今月より開始しました水銀除去試験で効果を確認の上、継続的に行っていく予定でございます。

加藤議長

6 番阿部憲明議員。

阿部議員

この件につきましては、専門家とも話し合いながらご助言を頂く中で、最良の方法をお決めいただければと思います。

次の質問をします。

小項目 3、家庭や事業所からの焼却ごみの搬入で、水銀以外でも環境影響や健康被害を及ぼすケースが考えられますが、公害につながるような物質の有無を平時からどのように調査し、管理をしているのか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

公害につながる物質といたしまして、排ガスでは、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、ばいじんがございます。これらは分析計により常時監視し、排ガス値により薬剤を噴霧して、適正に管理しております。

排ガス中のダイオキシン類につきましては、燃焼温度を適正に維持することで発生を抑制しております。

また、測定業者によります排ガス測定としまして、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、一酸化炭素、ばいじんは、1 炉につき年 6 回、ダイオキシン類は 1 炉につき年 1 回測定を行っております。

今年度につきましては、いずれの測定値も基準値以下でございました。

焼却残渣では、焼却主灰、焼却飛灰に含まれる重金属類でございます焼却残渣の重金属が水などに溶けて流れ出ないよう、薬剤の添加により重金属を固定するように管理しております。

また、測定業者によります溶出試験といわれる成分の一部が水などに溶けて流れ出していないかの試験を実施しております。

鉛につきましては毎月、その他の重金属は年に 4 回測定しております。今年度におきましては、いずれの測定値も基準値以下でございます。

加藤議長

6 番阿部憲明議員。

阿部議員

今後とも法令に基づいた管理をされると思いますが、日常の管理は大切なことでありますので、予防保全につながるようお願いしたいと思います。

本日の最後の質問になりますが、小項目 4、本組合から構成 3 市町にとった再発防止措置と、それに伴う構成 3 市町の対応はどうか、お伺いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

再発防止措置としましては、管内の自治体には水銀使用製品の分別につきまして、広報4月号への掲載を依頼しております。

本組合におきましても、6月号の美化だよりに掲載する予定でございます。

加藤議長

6番阿部憲明議員。

阿部議員

いずれにしましても、今回の水銀排出は職員の適切なご対応で大きな問題には至りませんでしたが、今回の事案を教訓にして、ごみの適正処理、公害防止対策に万全を期して、一般廃棄物処理行政がより一層強化していただけることをお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

加藤議長

これにて、6番阿部憲明議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

ここで暫時休憩としたいが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

再開は11時25分です。よろしくお願いいたします。

[休憩]

加藤議長

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第5、議案第1号「尾三衛生組合個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

尾三衛生組合個人情報保護条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護制度に係る法律を統合することに伴い、引用規定を整理するため必要があるからです。

改正内容といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

加藤議長

第2条第3項を個人情報保護に関する法律第2条第2項に、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項を個人情報の保護に関する法律第2条第9項に改めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日施行となります。

以上です。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第1号につきましては、事前に質疑の通告がございましたので、これをもって質疑を終結し、討論、採決に入ります。

議案第1号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第1号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第2号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。

提案理由といたしましては、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等に準ずるため、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、第2条及び第19条で非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件を緩和し、第23条及び第24条で育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日からの施行となります。

以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第2号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第2号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第3号「令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

今回の補正2号は、不用額の減額に伴う繰入金での調整となります。

1・2ページをお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,563万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,922万8,000円に定めるものであります。

7・8ページをお願いします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明させていただきます。

款5繰入金項1基金繰入金目1財政調整基金繰入金で不用額分の調整をさせていただき、7,563万5,000円の減額となります。

9・10ページをお願いします。

款1議会費項1議会費目1議会費節8旅費の費用弁償及び節13使用料及び賃借料のバス借上料は、新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、議員視察研修を中止したことによる減額です。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節8旅費の費用弁償及び普通旅費も、議員視察研修の中止による減額です。

節12委託料の樹木管理業務委託料は執行残により、庁舎清掃業務委託料は入

札執行残による減額です。

款3衛生費項1清掃費目1塵芥処理管理費節10需用費の光熱水費は、燃料費調整制度に基づいて電力量料金に対する燃料調整額単価の割引率が多かったための減額です。

節12委託料の施設管理運転業務委託料は、主な理由としては執行残であります。なお、水銀基準超過に係る流用をさせていただきましたので、その残の3,867万1,000円の減額をしております。

ガラス瓶資源化業務委託料は、組合内で分別作業をすることによる減額です。

施設整備検討業務委託料は、入札執行残による減額です。

地域計画事後評価作成業務委託料は、職員で調査研究し作成したことによる不用額の減額です。

スクラップ等資源化業務委託料は、売却単価の上昇により、不用額の減額です。

目2埋立処分地管理費節12委託料の焼却残渣処分業務委託料は、愛知臨海環境整備センター及び豊田加茂環境整備公社への焼却残渣運搬に係る入札執行残による減額です。

焼却残渣資源化業務委託料は、委託業者より受入辞退の申出があり、不用額の減額です。

以上が、令和3年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第2号）の説明となります。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許します。

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

議案第3号について質疑します。

歳出款2項1目1節12樹木管理業務委託料の2年にわたる大幅な減額についてです。

補正後の執行見込額は10万4,000円ほどになりますが、今年度の委託内容はどのようでしょうか。昨年度に続いて当初予算を大きく下回る執行額となるのはなぜでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

令和3年第1回定例会において同様な質問がございました。

加藤議長

回答といたしましては、組合敷地内の高木伐採やツツジの剪定、草刈りなど高額な業務を見合わせたことによる執行残であると回答しております。

今年度も前年同様に職員による草刈り、剪定を実施した箇所もありますが、高木伐採などは高額な委託業務になりますので、今年度は見送りを決定いたしました。

また、今年度の業務として、剪定業務を1件執行しております。

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

高木伐採等高額な委託業務は昨年度に続いて見合わせたということですが、敷地内には松くい虫被害により枯れた木も見られることから、伐採を先送りによることによる想定外の倒木等を心配いたしますが、その危険性についてはどのように判断されたのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

松くい虫などによる倒木の危険がある木につきましては、資源回収ストックヤードの裏など位置を特定しており、施設の利用者及び組合業務への支障が出るものではないと判断し、見送ることといたしました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、款3項1目1節12施設管理運転業務委託料の減額補正についてです。

3,867万1,000円の減額となっておりますが、補正後の見込額は令和2年度決算額を約2,500万円下回っております。これはなぜでしょうか。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

施設課長、村瀬。

施設管理運転業務委託は、令和3年度から令和5年度までの3年契約で8社による指名競争入札を行ったところ、令和3年度分の予算額2億1,780万円に対して契約額が1億7,569万2,000円であったため、執行残が4,210万8,000円発生しました。

水銀対策に係る費用として、ばい煙及び水質等測定業務委託、焼却施設集じん器点検清掃業務委託及び場内運搬業務委託に計343万7,000円を施設管理運転業務委託料の執行残から流用したことにより、3,867万1,000円の



減額となっております。

加藤議長

4 番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

ただいまのご答弁から、当初予算に対して落札率 80.7%だったことが減額の大きな理由であることはわかりました。

尾三衛生組合ホームページの入札結果一覧で確認をいたしましたところ、この入札は令和 3 年 1 月 29 日とありました。この結果を当初予算額に反映することができなかったのはなぜでしょうか。少なくとも補正予算第 1 号でこの委託料の減額はできたはずですが、これを計上されなかったのは、何か理由があるのでしょうか。

そして、節 12 の委託料の中で水銀対策に伴う経費の不足分を流用したということですが、流用については尾三衛生組合ではどのような規定になっているのか確認をさせてください。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

本件が契約締結した 1 月末時点では、組合市町の予算編成が終了している段階であるため、債務負担行為の設定額を予算計上させていただきました。

不用額の減額につきましては、他の不用額の減額と併せて補正予算案を提出する予定であったことから本議会にて計上しておりますが、第 2 回定例会でお答えしましたとおり、早期の減額補正により早い段階での基金運用も可能となることから、ご指摘を踏まえ、令和 4 年度以降検討させていただきます。

流用に係る規定につきましては、令和 3 年度尾三衛生組合一般会計予算議案第 3 条で、各項に計上した人件費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の項の間の流用としております。

また、尾三衛生組合予算決算会計規則に定めるとおり、物件費と人件費の相互流用及び流用した経費をさらに他経費に流用することを禁止しております。

加藤議長

4 番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、款 3 項 1 目 2 節 12 焼却残渣処分業務委託料及び焼却残渣資源化業務委託料についてお聞きします。

今回の補正により焼却残渣の資源化割合はどのような見込みでしょうか。

加藤議長

答弁、石川業務課長。

石川業務課長

業務課、石川。

当初予算では、焼却残渣量6,835tのうち2,728t(39.9%)の予定でございました。そのうち、セメント原料は800t焼成し、路盤材となるものは1,928tです。

令和3年度の実績としましては、焼却残渣量の減少により2,400t(38%)前後の資源化率となる見込みでございます。そのうち、セメント原料は593t、路盤材となるものは1,807tです。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

北九州市内の業者にセメント原料として資源化を予定していた分は三重県伊賀市内の業者に路盤材としての資源化に回すことができたということをお聞きをいたしておりますが、それは路盤材としての資源化委託を当初に見込んでいた1,928t以内だったからできたことなののでしょうか。上限の取り決めにどのようにされているのか、お答えください。

また、セメント材料についても、三重県いなべ市の業者、兵庫県赤穂市の業者、それぞれ受入れの上限についてどのように決まっているのか、お答えください。

そして、当初予定していた北九州市内の業者と、今回急遽変えた伊賀市内の業者とでは、委託料単価がそれぞれ幾らであり、運送料も含めてということになると思いますが、それぞれ幾らであり、どれだけ違うのかも、お答えください。

また、今年度の焼却残渣総量は、昨年度を少しだけ上回り、令和元年度に近い量ということになりますが、焼却するごみの量も同様なのか、お答えください。

加藤議長

答弁、石川業務課長。

石川業務課長

三重県内の事業者で路盤材として回せたのは、議員のおっしゃるとおり、もともと路盤材で資源化を見込んでいた1,928t以内であったためです。

また、三重県いなべ市と兵庫県赤穂市の事業者の受入上限につきましては、両業者に受入可能な数量を確認の上、所在地の自治体との事前協議を経て最終的な受入量が決まります。北九州市の業者の1t当たりの処理単価は、運搬費等合わせて税込み4万1,250円、伊賀市の業者は、1t当たりの処理単価は運搬費等合わせて税込みで3万3,000円となるため、差額は1t当たり8,250円になります。

今年度の焼却量は、令和元年度、2年度より若干上回る、約5万1,500tと見込んでおります。

加藤議長

これにて舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第3号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第3号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第3号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号「令和4年度尾三衛生組合一般会計予算」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

議案第4号、令和4年度尾三衛生組合一般会計予算について説明いたします。

予算書、1・2ページをお願いします。

第1表、尾三衛生組合一般会計歳入歳出予算となります。

本年度予算は総額で13億6,641万2,000円となります。

次に、7・8ページをご覧ください

事項別明細書にて説明させていただきます。

款1分担金及び負担金項1分担金目1分担金は、今年度より、負担割合をごみ搬入量割70%、人口割30%に変更して算出しております。金額は、日進市4億1,030万8,000円、みよし市2億8,854万1,000円、東郷町2億1,089万円となり、総額は9億973万9,000円となります。

款2使用料及び手数料項1使用料目1使用料ごみ搬入使用料は、組合に搬入されます家庭系及び事業系ごみとなります。

款4財産収入項1財産運用収入目1利子及び配当金は、組合が設置しております財政調整基金及び廃棄物処理施設緊急整備基金の2件の運用利子となります。

次に、9・10ページをお願いします。

款7諸収入項2雑入目1雑入は、前年度予算と比較いたしますと256万5,000円の増額となります。

主な要因といたしましては、スクラップ等売却単価の持ち直しによるものです。

次に、11・12ページをお願いします。

款 1 議会費項 1 議会費目 1 議会費は、組合議員 12 名の報酬及び議員研修時に使用するバスの借上料等になります。

款 2 総務費項 1 総務管理費目 1 一般管理費は前年度と比較いたしますと 977 万 1,000 円の減額となります。

節 1 報酬は、特別職の正副管理者 3 名分、情報公開・個人情報保護審査会委員と行政不服審査会委員 4 名及び公害防止モニター員 10 名分の報酬となります。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費については、職員 18 名、再任用職員 3 名分の人件費となります。

次に、13・14 ページをお願いします。

節 10 需用費、消耗品費は事務用品、燃料費は公用車 3 台のガソリン購入費、印刷製本費は美化だよりや利用許可申請書の印刷、光熱水費は水道・ガス料金、修繕料は庁舎内外の設備の修繕料となります。

節 12 委託料は、14 件計上しております。新規として、ホームページ保守業務委託料は平成 28 年度にホームページ更新契約で令和 3 年度まで無償保守となっておりましたので、本年度より計上しております。

次に、15・16 ページをお願いします。

節 18 負担金、補助及び交付金については 8 件計上しておりますが、内容としては、派遣職員 3 名分の負担金、諸輪区への施設協力費、関係団体への負担金及び職員の研修講習負担金となります。

節 24 積立金は、組合所有の財政調整基金及び廃棄物処理施設緊急整備基金 2 件の運用利子となります。

続いて、目 2 エコサイクル推進事業費節 12 委託料は、ごみとして搬入された自転車、家具などを再生するための委託料となります。

17・18 ページをお願いします。

監査委員費目 1 監査委員費です。

節 1 報酬は監査委員 2 名の報酬となります。

加藤議長

村瀬施設課長。

村瀬施設課長

施設課長、村瀬。

款 3 衛生費項 1 清掃費目 1 塵芥処理管理費節 8 旅費の主な内容としましては、組合が搬出しております焼却残渣等の処分先の施設確認となります。

節 10 需用費、消耗品費は、焼却施設及びリサイクルプラザ施設の整備用部品等の消耗品の購入費となります。

燃料費は、ごみ焼却施設の昇温・降温時に使用する助燃バーナー及びボイラーで使用する灯油の購入費です。

薬品費は、公害防止用の薬剤及び水処理用の薬剤購入費です。

修繕料は、焼却施設及びリサイクルプラザ施設の修繕費です。

光熱水費は、組合全体の電気料金となります。

節 1 1 役務費、手数料は、ボイラー性能検査手数料及びクレーン法定検査手数料となります。

節 1 2 委託料は 1 7 件計上しておりますが、新規事業といたしましては 2 件あります。ごみ処理基本計画策定業務委託料と施設精密機能検査業務委託料です。

中段にありますごみ処理基本計画策定業務委託料は、おおむね 5 年毎に策定を行うもので、組合市町で作成しました 5 か年の計画をもとに、その後 5 か年分を合わせて 1 0 年分の計画を策定するものです。

最下段にあります施設精密機能検査業務委託は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行う廃棄物処理施設の機能を保全するため、おおむね 3 年に 1 回、定期的に機能状況、耐用の度合について精密な検査を行うものであります。

節 1 3 使用料及び賃借料は、組合の入口にある、計量した搬入搬出のデータを集計するトラックスケールデータ処理装置の賃借料となります。

節 1 4 工事請負費は、毎年実施する焼却施設及びリサイクルプラザの定期整備費用と機器修繕費用となります。

節 1 5 原材料費は、施設の軽微な補修に対する鋼材等の購入費となります。

1 9 ・ 2 0 ページをお願いします。

備品購入費は、現場で使用する硫化水素やメタンガスのガス検知器となります。

節 1 8 負担金、補助及び交付金は、乾電池・蛍光管等の処理に係る全国都市清掃会議への負担金です。

節 2 6 公課費は、公害健康被害補償費となります。

続きまして、目 2 埋立処分地管理費です。

節 1 0 需用費は、折戸最終処分場及び三本木最終処分場で使用する消耗品、電気料金、薬品及び設備修繕費となります。

節 1 2 委託料は 9 件を計上しておりますが、内容としましては、最終処分場における委託業務が 5 件、焼却残渣等の処分業務委託で 4 件となります。

新規の処理困難物処分業務委託は、コンクリート等の処理困難物を組合から処理することについて組合と協議し、受入可能な業者が手配できましたので、新たな業務として計上するものであります。

以上が衛生費の説明となります。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

款 4 公債費項 1 公債費目 1 元金目 2 利子節 2 2 償還金、利子及び割引料は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のため、平成 2 7 年度から令和元年度まで借入した償還金となります。

加藤議長

以上が、令和4年度一般会計予算についての説明となります。

ありがとうございました。

2件の通告がありましたので、発言を許します。

12番門原武志議員。

門原議員

12番門原武志です。

私からは1点、歳出についてでございます。

3号井戸から基準を超える水銀が検出されたことから、生活水を上水に切り替えたということが先ほどから話題になっていますけれども、水道料金への影響額について教えてください。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

生活用水を上水に切り替えたことにより、切替え前は、毎月の使用量約300m<sup>3</sup>、水道料金として80万4,000円を計上しておりましたが、上水に切り替えたことにより、毎月約550m<sup>3</sup>、水道料金166万6,000円を計上させていただきます。

使用水量については、毎月約250m<sup>3</sup>程の増加、水道料金といたしましては前年度と比較しまして80万円ほど増加しております。

加藤議長

これにて、門原武志議員の議案質疑を終わります。

次に、4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。

議案第4号について質疑をいたします。

1項目めの通告いたしました光熱水費の大幅増につきましては、ただいまの門原議員に対する質疑の答弁でわかりましたので、2つ目から質疑をいたします。

歳出款2項1目1節12樹木管理業務委託料についてですが、令和4年度の樹木管理業務委託の考え方はどのようなのでしょうか。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

樹木管理業務は、組合庁内の景観美化及び管理を目的とし、庁内の草刈り、樹木の剪定並びに支障樹木の伐採等に係る経費を計上しております。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>令和2年、3年と不用額の減額は行っておりますが、特に高木剪定につきましては、高所作業車など必要となりますので高額な作業費となります。令和4年度についても前年同様、各作業に係る経費を計上しております。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                                      |
| 加藤議長   | 4番舟橋よしえ議員。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 舟橋議員   | <p>再質疑をいたします。</p> <p>松くい虫の被害については、いずれかのタイミングでそれなりの伐採なりをしなければならないと考えますが、令和4年度がそのタイミングとなるかどうかですね。様子を見て、まだ大丈夫というなら、高所作業車等必要となる業務の委託料は年度末にまた減額することもあり得るのかどうか。その点もう少し明らかにしてください。</p>                                                                              |
| 加藤議長   | 答弁、加藤総務課長。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 加藤総務課長 | 令和4年度につきましては、松くい虫の被害による枯れ松、立ち枯れた木も増えておりますので、タイミングといたしましては、倒木の危険が増す台風シーズン前に高木剪定を実施したいと考えております。                                                                                                                                                                |
| 加藤議長   | 4番舟橋よしえ議員。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 舟橋議員   | 款3項1目1節8普通旅費について、どこへ何人で行く分の旅費でしょうか。お願いします。                                                                                                                                                                                                                   |
| 加藤議長   | 答弁、村瀬施設課長。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 村瀬施設課長 | <p>施設課長、村瀬です。</p> <p>法令に基づく施設確認として、焼却残渣・不燃残渣等の業務委託で三重県、焼却残渣資源化業務委託で埼玉県、不燃残渣処分業務委託で長野県、焼却残渣セメント原料化業務委託で兵庫県、三重県の5件と、使用済み蛍光灯等の処理業務委託で大阪府と北海道2件の、合計7施設における各2名分の旅費となります。</p> <p>ほかには、資源物売却関係の施設確認、他の施設への視察として、5件における各2名分の旅費、そのほかに、講習会・研修会などで12名分の旅費を計上しております。</p> |
| 加藤議長   | 4番 舟橋よしえ議員。                                                                                                                                                                                                                                                  |

舟橋議員

再質疑いたします。

令和２年度決算額が、この旅費に關しての決算額が当初予算の６割ほどの執行率になったのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと聞いておりますが、今年度の状況はどのようなであり、２年間確認に行けていない施設があるのかどうか。もしもあるのなら、来年度の対応として特に考えていることがあればお聞かせください。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

今年度の状況としては、コロナ禍の影響で、北海道の使用済み蛍光管等の処理施設と、搬出が中止となったことで施設確認が不要となった福岡県のセメント原料化施設の２か所です。

執行率は４割程度になる見込みであり、２年連続して行けなかった施設はありませんでした。

令和４年度においては、コロナの感染状況を見ながら日程調整を行っていきたいと考えております。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、款３項１目１節１０薬品費、光熱水費が前年度当初予算に比べ大きく増えております。これはなぜでしょうか。

また、増額分についてはどのように積算されたのかもお願いします。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

施設課長、村瀬です。

薬品の主な増額理由は、原油価格の高騰に伴い運搬経費が上昇したことや、国内の需要が増加したことにより、薬品の原料価格が高騰したためです。

光熱水費の増加については、原油価格の高騰により燃料費調整単価が令和３年度の予算のマイナス２．５４円／ｋｗｈに対して３．３２円増加し、０．７８円になったことによるものです。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

燃料費調整単価は毎月変わるものと認識をしております。

ただいまお答えのありました０．７８円というのは、尾三衛生組合がこの金額



で年間契約をしているということでしょうか。あるいは毎月変動する場合は、状況によっては補正増も必要になることを想定する必要があるのでしょうか。

加藤議長

答弁、村瀬施設課長。

村瀬施設課長

燃料費調整単価は、年間契約を行っているものではございません。毎月変動する燃料費調整単価を電気事業者により想定した12か月を平均したものが0.78円であります。

想定より上回った場合には、補正が必要になる可能性があります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

款3項1目2節12焼却残渣処分業務委託料及び焼却残渣資源化業務委託料についてです。

令和4年度は焼却残渣の処分及び資源化についてどのように見込んでおられるのでしょうか。

加藤議長

答弁、石川業務課長。

石川業務課長

業務課、石川。

令和4年度の焼却残渣は全体で6,600t見込んでおり、そのうち2,550tの資源化を予定しております。資源化率は38.6%を見込んでおります。2,550tのうち、セメント原料が600t、焼成し路盤材となるものが1,950tです。

昨年度からの変更点といたしましては、セメント原料として搬出していた福岡県の施設が搬入できなくなり、その代わりに、焼成し路盤材として資源化する埼玉県施設に100tの搬出を予定しております。

理由としましては、現在の搬出先が愛知県より西寄り、例えば南海トラフ地震が発生すると、西日本方面の交通網が被害を受け焼却残渣が搬出できなくなる可能性があるため、西日本以外の東日本で搬出先を確保し、リスクを分散することとしました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

新たな搬出先として埼玉県の施設が加わり、そこへ路盤材として100tの搬出予定とのことですが、この埼玉県の施設への委託料単価はどれだけでしょうか。

|        |                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加藤議長   | 答弁、石川業務課長。                                                                                                                                                                                    |
| 石川業務課長 | 埼玉県施設の処理単価は、運搬費と合わせて、税込み1 t当たり3万9,600円です。                                                                                                                                                     |
| 加藤議長   | 4番舟橋よしえ議員。                                                                                                                                                                                    |
| 舟橋議員   | 次に、予算書29ページ・30ページの令和4年度尾三衛生組合市町分担金総括表の建設費分担金についてお聞きします。<br>令和3年度までは建設費分担金の計上がありましたが、令和4年度はゼロとなっているのはなぜでしょうか。基幹的設備改良事業については建設費分担金と同様の分担割合としていないのは、何か理由があるのでしょうか。                               |
| 加藤議長   | 答弁、加藤総務課長。                                                                                                                                                                                    |
| 加藤総務課長 | 総務課長、加藤。<br>令和4年度は建設費の対象事業がなかったため、計上しておりません。<br>基幹的設備改良事業については、ごみ処理施設の建設に要する経費ではありませんので、通常の負担割合で算出しております。<br>また、ごみ処理施設の建設に要する経費の負担割合は、総額の100分の20を均等割とし、100分の80を前年の10月1日における住民基本台帳人口割となっております。 |
| 加藤議長   | 4番舟橋よしえ議員。                                                                                                                                                                                    |
| 舟橋議員   | 再質疑します。<br>組合運営費分担金割合は、来年度から搬入量割が重視された分担割合に変わりますが、ごみ処理施設の建設に要する経費の分担割合については、ただいまご答弁で、2割、8割というふうにご答弁いただいておりますが、今後の見直しの検討はされるのでしょうか。                                                            |
| 加藤議長   | 答弁、加藤総務課長。                                                                                                                                                                                    |
| 加藤総務課長 | 組合運営費分担金割合につきましては、組合市町の協議の上、ごみの減量に努力した市町の結果が反映されるよう、分担割合について規約を変更しております。<br>ごみ処理施設の建設に要する経費の負担割合についても、今後、組合市町から要望があれば組合市町に合った負担割合について検討していただくことになりま                                           |

加藤議長

す。

以上で、議案第4号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第4号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号「愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

加藤総務課長。

加藤総務課長

議案第5号、愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、地方自治法第290条の規定により愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからです。

改正内容といたしましては、規約の別表第1中「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手市衛生組合」を「知多南部衛生組合」に、別表第2の1区の項中「長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」を「長久手市」に改めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するものです。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第5号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第5号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認め、議長に一任することに決しました。

管理者閉会挨拶。井俣管理者。

井俣管理者

それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日ご提案させていただきました5議案につきまして、ご審議を賜り、いずれも原案のとおりご議決いただき、誠にありがとうございます。

本日議決いただきました令和4年度予算の執行に当たりましては、計画的かつ効率的な執行を努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、私は管理者として2年間務めさせていただきましたが、令和4年度からは近藤日進市長にお願いすることとなります。私は小山みよし市長とともに副管理者としてサポートさせていただく立場となりますので、引き続き、皆様方におかれましては、本組合に対してご指導、ご鞭撻、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年度末で大変お忙しい時期であろうかと思えます。健康にご留意いただきながら、今後もそれぞれの市町の発展のためにご尽力賜れればと存じます。

本当にありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて

岸書記

御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和4年第1回尾三衛生組合議会定例会を閉会といたします。

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

(閉会 午後0時10分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年 5 月 11 日

議 長

加藤 達雄

署名議員

塚本 直樹

署名議員

加藤 啓二

